

第3次串間市 男女共同参画基本計画

概要版

令和7年3月

宮崎県 串間市

基本理念

串間市男女共同参画推進条例第3条に掲げる6項目の基本理念の下に、男女が互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現を目指します。

- (1) 男女の人権の尊重
- (2) 社会における制度又は慣行についての配慮
- (3) 意思の形成及び決定への共同参画
- (4) 家庭生活における活動と他の活動の両立
- (5) 男女の生涯にわたる健康への配慮
- (6) 国際社会における動向への配慮

計画策定の趣旨

前計画である「第2次串間市男女共同参画基本計画」の計画期間が令和6年度で終了することから、近年の本市の実情や社会情勢を反映させた「第3次串間市男女共同参画基本計画」を策定しました。

計画の位置付け

男女共同参画社会基本法第14条第3項及び串間市男女共同参画推進条例第9条に基づき、本市における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために、市が実施する施策の基本的な方向性を示しています。

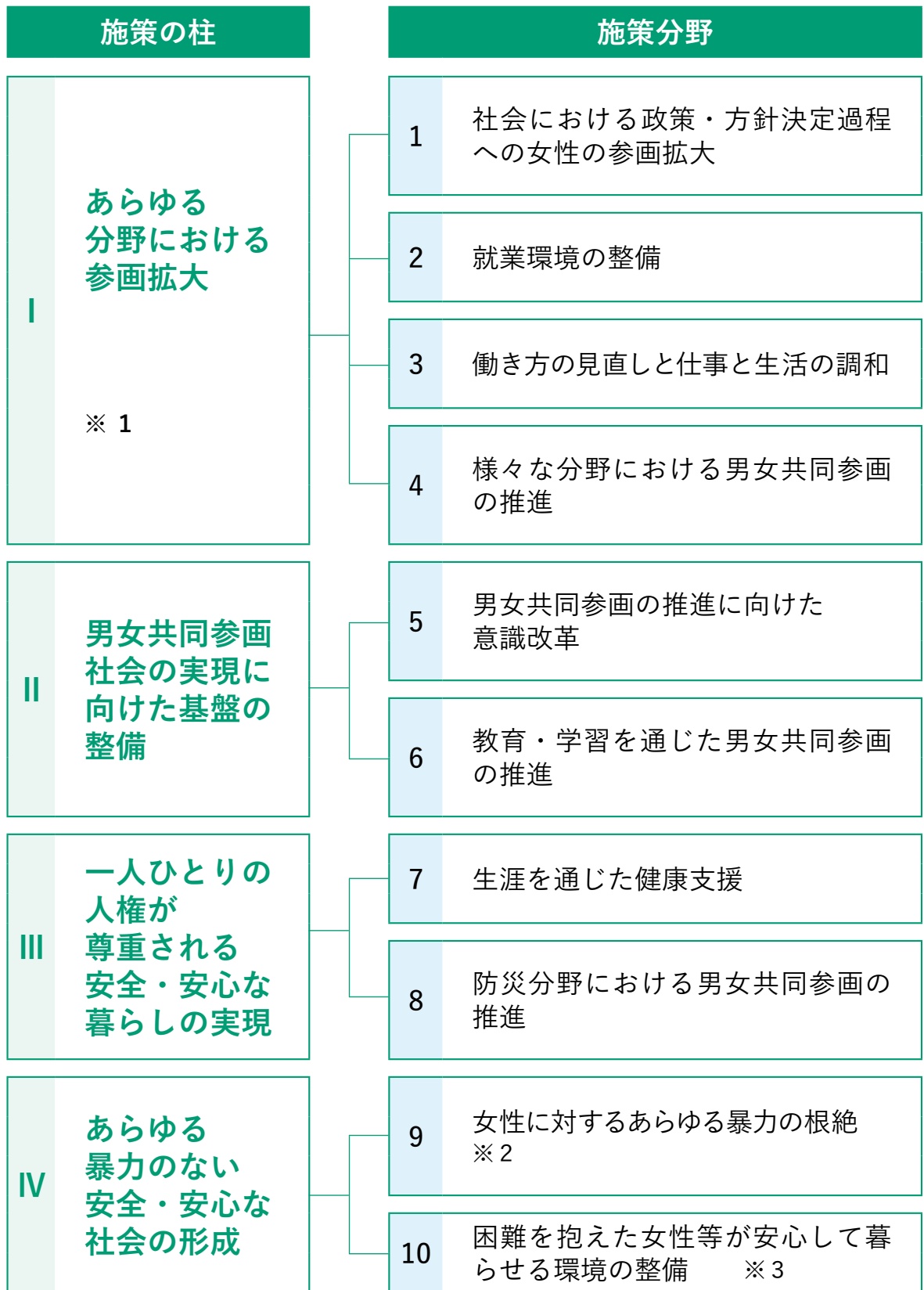
また、本計画は「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（以下「女性活躍推進法」）」第6条第2項に基づく市町村推進計画、「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」第8条第3項に基づく市町村基本計画、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（以下「DV防止法」）」第2条の3第3項に基づく市町村基本計画として位置づけます。また、「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律（LGBT理解増進法）」の趣旨を反映させたものとします。

計画の期間

この計画の期間は、令和7年から令和11年度までの5年間とします。

計画の体系

男女共同参画社会の実現



※ 1 女性活躍推進法に基づく推進計画として位置づけ

※ 2 DV防止法に基づく基本計画として位置づけ

※ 3 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律に基づく基本計画に位置づけ

施策の柱 I

あらゆる分野における参画拡大

施策分野 1

社会における政策・方針決定過程への女性の参画拡大

男女共同参画社会の形成に当たっては、男女が社会の対等な構成員として、政策・方針決定に共に参画することが極めて重要です。

しかしながら、本市における女性の政策・方針決定過程への参画状況を見ると、市の審議会等委員に占める女性の割合は、全国的に見ても低い水準となっており、市職員の管理職に占める女性の割合など、その他の分野の女性の参画も低調であり、十分に進んでいないのが現状です。

自治体や企業等における女性活躍の取組を推進するため、行政による更なる働きかけや支援を行うとともに、ポジティブ・アクション（積極的改善措置）の推進などを図りつつ、政策・方針決定過程への女性の参画拡大や経済分野における女性の活躍を進めることが必要です。

取組項目

- (1) 政策・方針決定過程への女性の参画拡大
- (2) 経済分野における女性の参画拡大
- (3) 女性の能力発揮への支援

施策分野 2

就業環境の整備

少子高齢化が本格化し、労働力人口が減少する中で、働きたい人が性別に関わりなくその能力を十分に発揮できる社会づくりは、ダイバーシティの推進や多様な視点によるイノベーションの促進につながり、社会の持続可能な発展や企業の活性化という点からも極めて重要な意義を持っています。

男女が、価値観やライフスタイル等に応じ、多様かつ柔軟な働き方を選択できるよう、雇用の分野における男女の均等な機会と待遇の確保を推進が求められています。就業の継続や起業あるいは一旦離職しても再就職できる環境整備や、就業意欲と能力を十分に発揮できるための支援を行うことにより、就業環境の整備も必要となります。

取組項目

- (4) 雇用の分野における男女の均等な機会と待遇の確保
- (5) 多様な就業ニーズを踏まえた就業環境の整備
- (6) 女性の就業継続・再就職・起業等のための支援

施策分野3

働き方の見直しと仕事と生活の調和

一人ひとりが仕事と家庭、地域活動、趣味や自己啓発などをバランスよく充実させ、自分の望む生き方ができる「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）」の実現は、私たちの健康を維持し、自己実現を可能にするとともに、男性の家庭生活への参画や、女性の就業継続、政策・方針決定過程への参画を進める上でも不可欠です。

新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、女性により負担が偏る結果となりましたが、一方で、短時間勤務や時差出勤の活用、テレワークの導入などが進み、多様で柔軟な働き方に関する新たな可能性もでてきています。

男女が共に働きやすく、暮らしやすい社会を実現するため、行政、企業、団体、労働者などが連携して長時間労働の是正等働き方を見直し、子育て・介護支援策の充実等に取り組むことが重要となります。

取組 項目

- (7) 仕事と生活の両立支援と働き方の見直し
- (8) 家庭・地域活動への男女の共同参画の促進
- (9) 多様なライフスタイルに対応した子育て・介護支援策の充実

施策分野4

様々な分野における男女共同参画の推進

人口減少や少子高齢化が進展する中、それぞれの地域において、男女とも希望に応じて安心して働き、暮らしていくことができる活力ある地域社会の実現が重要です。また、持続可能な社会の実現に向けて、社会貢献活動や環境保全等に関する女性の高い関心や実践的な経験等をより広く生かすことが必要となります。

さらに、農山漁村においては、6次産業化の進展に伴い、女性の役割の重要性は高まっています。女性が男性の対等なパートナーとして経営等に参画できるよう、女性の経営上の位置付けの明確化に向けた取組を推進するほか、特産品の加工・販売やネットワークづくりを行う女性グループの支援等を行うなど、農山漁村における男女共同参画の推進を図ることが重要です。

取組 項目

- (10) 地域活動、環境の分野における男女共同参画の推進
- (11) 活力ある農山漁村の実現に向けた男女共同参画の推進

施策の柱Ⅱ

男女共同参画社会の実現に向けた 基盤の整備

施策分野5

男女共同参画の推進に向けた意識改革

固定的な性別役割分担意識や性差に関する偏見・固定観念、無意識の思い込み（アンコンシャスバイアス）は、女性のみならず男性にとっても、多様な生き方を選択する際の障害となっています。

固定的性別役割分担意識にとらわれず、あらゆる場面で男女がお互いを尊重し、共に責任を分かち合いながら支え合うこと、性別に関わりなくそれぞれの個性や能力を生かした多様な生き方を認め合うことの大切さを一人ひとりが理解することが重要です。男女共同参画に関する認識を深めていけるよう、分かりやすい広報・啓発などによる意識改革が必要となります。

取組 項目

- (1 2) 男女共同参画の視点に立った慣習・慣行の見直し
- (1 3) 理解と共感を広げる広報・啓発活動の推進
- (1 5) 男女共同参画に配慮したメディア表現の促進

施策分野6

教育・学習を通じた男女共同参画の推進

次代を担う子どもたちが、子どもの頃から男女共同参画の理解を深め、性別によってその可能性を狭められることなく、それぞれの個性と能力を発揮できるよう成長していくことが重要であることから、固定的性別役割分担意識にとらわれることなく将来を見通した自己形成ができる環境整備が必要となります。

また、あらゆる世代の人々が生涯にわたり男女共同参画の視点を学び、社会参画の意識を高めることができるよう、講座の開催や情報提供等による学習機会の充実も必要となります。

取組 項目

- (1 5) 子どもたちの男女共同参画の理解の促進
- (1 6) 男女共同参画を推進する学習機会の充実

施策の柱Ⅲ

一人ひとりの人権が尊重される 安全・安心な暮らしの実現

施策分野7

生涯を通じた健康支援

本市の女性の健康を取り巻く状況としては、周産期の医療の充実
は図られてきましたが、女性特有のがんである子宮がん・乳がんの
検診受診率は低調であるなどの課題があります。

国際的に重要視されている「リプロダクティブ・ヘルス／ライツ（性と生殖に関する健
康と権利）」の視点に配慮しつつ、男女が互いを尊重し、性差を理解し合って健やかに暮
らすことができるよう、生涯を通じた健康支援に総合的に取り組む必要があります。

取組 項目

- (17) 性と妊娠・出産等に関する健康と権利に対する支援
- (18) 生涯を通じた健康の保持増進対策の推進
- (19) 健康に影響を及ぼす問題についての対策の推進

施策分野8

防災分野における男女共同参画の推進

近年は自然災害が多発するとともに、南海トラフ地震の発生が予
測されているところでもあり、過去の経験や課題を踏まえ、男女共
同参画の視点を取り入れた災害対応が不可欠となっています。

本市では、「串間市地域防災計画」において、避難所運営や物資調達における女性への
配慮など男女共同参画の視点が盛り込まれており、これを着実に実施していく必要があり
ます。市民、事業者、自主防災組織及び行政が、それぞれの立場で自助、共助及び公助を
実践し、防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性の参画を拡大する
など、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立を図ることが重要です。

取組 項目

- (20) 男女共同参画の視点を反映した地域の防災力向上

施策の柱Ⅳ

あらゆる暴力のない 安全・安心な社会の形成

施策分野9

女性に対するあらゆる暴力の根絶

全ての暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、性別や、加害者と被害者との間柄を問わず、許されるべきものではありません。特に女性は、配偶者等からの暴力（DV）や、性暴力・性犯罪の被害者になることが多く、その被害も深刻です。

女性に対する暴力の背景には、固定的な性別役割分担意識や社会的地位、経済力の格差など、男女が置かれた状況の違いや根深い偏見等が存在します。

配偶者等からの暴力（DV）、性犯罪、売買春、人身取引、ストーカー行為、セクシュアルハラスメントなど、女性に対するあらゆる暴力の予防と根絶に向けた広報・啓発活動の推進や被害者の保護、自立支援に向けた対策の充実が重要です。

取組 項目

- （21）女性に対するあらゆる暴力の根絶に向けた環境づくり
- （22）配偶者等からの暴力防止及び被害者の保護・支援体制の充実
- （23）セクシュアルハラスメント、性犯罪等対策の推進

施策分野10

困難を抱えた女性等が安心して暮らせる環境の整備

特に女性は、高齢単身世帯に占める割合が高いこと、ひとり親世帯の多くが母子世帯であること、非正規雇用労働者の割合が高いこと、賃金の男女格差があることなどから、貧困などの生活上の困難に陥りやすい状況にあります。さらに、新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、女性の非正規雇用者の割合が高い飲食サービス業等の就業者数が大きく減少するなど、女性により大きな影響が現れており、これまで表面化してこなかった女性の窮状、貧困等の問題が顕在化してきました。

男女共同参画の視点に立ち、様々な困難を抱えた女性等が安心して暮らせる環境の整備が求められています。

取組 項目

- （24）貧困などの生活上の困難に直面する女性等への支援
- （25）高齢者、障がい者、外国人等が安心して暮らせる環境の整備

重点指標一覽

柱	指 標 項 目	基準値		目標値	
		年度	数 値	年度	数 値
Ⅰ	施策分野 1 社会における施策・方針決定過程への女性の参画拡大				
	市の審議会委員に占める女性の割合	R5	25.8%	R11	48.0%
	市職員の管理職に占める女性の割合	R5	17.6%	R11	30.0%
	施策分野 2 就業環境の整備				
	仕事内容の男女間における平等の割合	R5	39.7%	R11	45.0%
	施策分野 3 働き方の見直しと仕事と生活の調和				
	市職員の育児休業取得率	R5	男性 0% 女性 100%	R11	男性 85% 女性 100%
	家庭生活または地域活動と仕事を同じように両立できている人の割合	R5	23.3%	R11	30.0%
	施策分野 4 様々な分野における男女共同参画の推進				
	地域連携組織に占める女性委員の割合	R5	21.8%	R11	35.0%
Ⅱ	施策分野 5 男女共同参画の推進に向けた意識改革				
	固定的性別分担意識（「男は仕事、女は家庭」という考え）に反対する割合	R5	53.2%	R11	70.0%
	社会全体における男女の地位の平等感	R5	20.4%	R11	45.0%
	施策分野 6 教育・学習を通じた男女共同参画の推進				
	各種講座等の参加者数	R5	1,587 人	R11	2,130 人
Ⅲ	施策分野 7 生涯を通じた健康支援				
	女性特有疾患に係る検診受診率（乳がん）	R4	14.1%	R11	20.0%
	女性特有疾患に係る検診受診率（子宮頸がん）	R4	15.7%	R11	25.0%
	施策分野 8 防災分野における男女共同参画の推進				
	市内における女性防災士の割合	R5	50.0%	R11	50.0%
Ⅳ	施策分野 9 女性に対するあらゆる暴力の根絶				
	DV 等を受けたとき誰（どこ）にも相談した割合	R5	50.0%	R11	65.0%
	施策分野 10 困難を抱えた女性等が安心して暮らせる環境の整備				
	困難な問題を抱える女性への支援に関する法律の認知度	—	—	R11	70.0%

推進体制

串間市男女共同参画推進条例

各種計画

連携



第3次串間市男女共同参画基本計画

串間市配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援に関する基本計画

串間市女性活躍推進計画

串間市困難な問題を抱える女性への支援基本計画

【市 民】

男女共同参画審議会

○委員

- ・市民代表
- ・学識経験者
- ・女性団体等の代表 など

* 男女共同参画基本計画に関すること、男女共同参画の推進に関する基本的・重要な事項等について審議

市民意識調査

* 男女共同参画に関する意識と実態の把握。意見聴取

男女共同参画関係団体等

- ・各自治会
- ・各種経済団体等
- * 地域及び市との連携推進。各種事業の推進

★個人・家庭・地域・事業所・各種団体・学校など

【庁内推進体制】

男女共同参画推進委員会

会 長：副市長

副会長：教育長

委 員：関係課等の長

* 男女共同参画に関する施策の総合的な企画・効果的な推進、関係各課等相互間の総合調整

男女共同参画推進幹事会

幹事長：市民協働課長補佐

幹 事：関係課等の課長補佐

* 男女共同参画に関する施策の企画や効果的な推進、関係各課等相互間の総合調整に関する具体的な事項を調査、審議

事務局：市民協働課

★各課等

連携・協働



協力



推進



連携・協働



国・県・市町村・関係機関

男女共同参画に関する相談窓口や支援機関

内 容	相談窓口／支援機関
DV、家族のこと、 職場の人間関係 セクハラ、働き方、 生き方などに関する 相談について	宮崎県男女共同参画センター TEL 0985-60-1822 電話相談 月～金／9時～17時 土／9時～16時30分 祝日・年末年始を除く ※毎週水曜は男性相談日
女性の生活上の問題や 家庭のトラブルなど、 さまざまな 悩みについて	宮崎県女性相談所(配偶者暴力相談支援センター) TEL 0985-22-3858 電話相談 月～金／9時～20時30分 土・日／9時～15時 祝日・年末年始を除く ※DV相談の場合、男女問わずお受けしています
男女雇用機会均等法、 育児・介護休業法、 職場のセクハラ・ パワハラについて	宮崎県労働局雇用環境・均等室 TEL 0985-38-8821 電話相談 月～金／8時30分～17時15分 土日・祝日・年末年始を除く



第3次串間市男女共同参画基本計画 概要版

発行年月：令和7年3月

発 行：串間市 市民協働課

〒888-8555 串間市大字西方5550番地

TEL 0987-55-1139

計画の本編は
市の公式サイトから
ご覧いただけます。

